

別紙

鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の一部改正について

1. 改正の背景

平成17年4月25日に発生したJR西日本福知山線における列車脱線事故を契機として、鉄道の安全性や信頼性をより一層高めるため、学識経験者や鉄道事業者等による「技術基準検討委員会」を設置し、鉄道の技術基準の見直しを行っているところです。平成17年11月29日に同委員会から中間とりまとめが報告されたことから、その報告に基づき技術基準等の改正を予定しています。

2. 改正概要

- (1) 高速度線区又は高密度線区における曲線、分岐器、線路終端、下り勾配その他の速度制限箇所等において重大な事故を起こすおそれのある箇所への自動列車停止装置等の設置の義務化、及びこれに伴う工事施行認可申請等の手続きにおける記載事項の見直し
- (2) 高速度線区又は高密度線区における運転士の異常時に列車を自動的に停止させる装置の設置の義務化
- (3) 高速度線区又は高密度線区における事故時の速度やブレーキ等の運転状況を把握するための記録装置の設置の義務化
- (4) 工事、保守等において列車の運行に支障を及ぼさないよう連絡体制や責任分担等の必要な事項の明確化
- (5) 運転士に対する飲酒や薬物を使用した状態での運転の禁止
- (6) その他
 - (1)～(3)については、新線及び新型車両については施行の日から2年間、既設線及び既設車両については施行の日から10年間適用を猶予する等の経過措置を設けることとしています。

3. 今後のスケジュール

公布 平成18年3月末（予定）

施行 平成18年7月1日（予定）